

令和2年第2回定例会会議録 1日目

◇ 招集年月日 令和2年6月18日

◇ 招 集 場 所 松 野 町 議 場

◇ 招 集 議 員 7名（応招 7名・不応招 0名）

◇ 出 席 議 員

議席 番号	氏 名	応 不	出 欠	議席 番号	氏 名	応 不	出 欠
1	赤 松 紀 幸	応	出	5	近 藤 由美子	応	出
2	村 尾 重 利	〃	〃	6	森 岡 健 治	〃	〃
3	山 下 智 恵	〃	〃	7	加 藤 康 幸	〃	〃
4	関 本 豊	〃	〃				

正・副議長	氏 名
議 長	赤 松 紀 幸
副 議 長	村 尾 重 利

事務局職員	氏 名
事 務 局 長	森 本 秀 行
書 記	岡 崎 智恵子

◇ 開 会

議長、令和2年第2回定例会第1日目を宣告（9：30）

◇ 会議録署名議員

議長、次の両議員を指名

議席番号	氏 名
2 番	村 尾 重 利
3 番	山 下 智 恵

◇ 会期の決定

表紙に記載のとおり

◇ 議事諸報告

(1) 提出案件及び議事日程

あらかじめ配布している議事日程のとおり

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	坂 本 浩	会計管理者兼出納室長	大 谷 吉 廣
副 町 長	中 井 慶 仁	建 設 環 境 課 長	谷 口 健 二
教 育 長	三 好 秀 二	町 民 課 長	久保田 忠
総 務 課 長	八十島 温 夫	保 健 福 祉 課 長	上 本 恵 子
防 災 安 全 課 長	中 井 和 彦	教 育 課 長	井 上 靖
ふるさと創生課長	友 岡 純	代 表 監 査 委 員	榎 本 孝 幸
農 林 振 興 課 長	小 西 亨		

議	長	ただいまから、令和２年第２回松野町議会定例会を開会します。
		(９ : ３ ０)
議	長	町長から、議会招集挨拶を受けます。
坂 本 町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂 本 町	長	それでは、第２回定例議会の開会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので一言御挨拶を申し上げます。 本日令和２年第２回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては何かと御多用中にもかかわらず、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。 さて先月の末に梅雨入りが発表されました。今年も本格的な出水期を迎えることとなりました。梅雨前線や台風による大雨の被害に備えて、一昨年の西日本豪雨災害を教訓にして、避難情報の発信など早目早目の対応を心がけるとともに、避難所等での新型コロナウイルス感染症の拡大防止にも努めて参りたいと思います。 そのコロナ感染症ですが、世界中で経済活動に大打撃を与えるとともに、人々の価値観や意識にも大きな変化をもたらしています。 我が国でも緊急事態宣言後は大多数の国民が感染拡大防止のために、外食や観光、レジャー自粛し在宅での勤務に移行するなど、これまでの生活様式が根幹から揺るがされることとなってなっております。この結果、感染者数の抑制につながり、徐々に社会経済活動の自粛が緩和されるようになりましたが、疲弊した経済や生活が立ち直るにはまだまだ時間が必要と思われます。 幸い松野町においては、今のところ感染が確認されていませんが、ウイルスはすぐ身近な所にも潜んでいると覚悟しておかなければなりませんし、感染流行の第２波の到来が現実視されるなど、終息には長い道のりが待っております。 ウィズコロナという言葉のとおり、コロナウイルスを正しく理解し、感染リスクを抑え、被害を最小化していく生活習慣をどうやって

議 長	身につけていくのか、一人一人が考えなければならない今後の課題であると思います。 さて、町内における３月定例会以降の主な諸行事などにつきましては、別紙の町政報告書にまとめておりますので御確認のほどお願いを申し上げます。 それでは、今期定例会に御提案申し上げます案件は、報告５件、専決処分の承認１件、条例の改正５件、計画策定１件、動産の買い入れ１件、人事案件１件、一般会計補正予算の諸案件であります。 御提案申し上げました議案の詳細につきましては、後ほどそれぞれ御説明を申し上げますが、何とぞよろしく御審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げます、議会招集の御挨拶といたします。 よろしくお願いいたします。 次に、今期定例会に関する諸報告をします。 まず、今期定例会に提出される案件を報告します。 今回提出される案件は１６件であって、この議案番号、件名の詳細は、お手元に配布しております議事日程表により御承知をお願いいたします。 続いて、本日の議事日程を報告します。 本日の議事日程は、あらかじめ配布しました議事日程表のとおりです。 御承知をお願いいたします。 次に、地方自治法第１２１条第１項の規定により、本日の会議に出席する者は、お手元に配布しております一覧表のとおりです。 御承知をお願いいたします。 次に、監査報告であります。監査委員から、令和２年２月、３月、４月の例月現金出納検査の結果、厳正に執行されている旨の報告を受けております。 続いて、議会閉会中の主要行事、事務等について事務局長に報告を
-----	--

森 本 事 務 局 長 議 長 森 本 事 務 局 長	させます。 「議長」 「森本事務局長」
	議会閉会中におけます議会の主要行事、事務等について報告します。 4月27日、令和2年度滑床山開きが開催され議長が出席しました。5月19日、令和2年第1回臨時会が開催されました。その他の行事等につきましては、配布しております一覧表のとおりでありますので、ご確認をお願いします。 以上であります。
議 長	これから、本日の会議を開きます。 (9 : 35)
議 長	日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番村尾重利議員、3番山下智恵議員を指名します。
議 長	日程第2 「会期の決定」を議題とします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、本定例会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。
議 長	日程第3 これより一般質問を行います。 通告1番、近藤由美子議員の質問を許します。
5 番 近 藤	「議長5番」 「5番、近藤由美子議員」
5 番 近 藤	コロナによる新たな価値観に即応した独自のまちづくりについて町長にお伺いいたします。 新型コロナウイルス感染防止という過去に例のない経験をしたこ

坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長	とにより、価値観が大きく様変わりしました。 新様式での日常生活が始まり、それに伴って社会の仕組みも変わってきています。また、行政の役割を真摯に考える契機になったのも事実です。以前の日常生活に戻れるかどうか分からない中、コロナとの共生を前提に、長期的な視点で町政を整える必要があります。 そこで、感染防止と経済再生対策の両方のバランスを考えたかじ取りは重要であることはもちろん、教育、子育て、環境、防災、医療、福祉、介護、看護、観光振興、農林振興などコロナ前の政策を検証し、課題をあぶり出し、実効性ある対応策を打ち、どのような方法で実行するのか、新たな価値観に即応した未来に向けての独自のまちづくりの再構築について、お伺いいたします。 「議長」 「坂本町長」 それでは近藤議員の御質問にお答えをいたします。 今回の新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延は、そしてそれによって引き起こされた深刻な被害は、世界史の年表にも載るようなインパクトの大きな出来事だと言われております。 本町では幸いなことに、現在まで、感染が確認されておりませんが、目に見えないコロナウイルスに大きく振り回されたここ半年間の経験は、今後の松野の暮らしにも大きな変化をもたらすと予測をしております。 もちろんコロナ感染症は現在も進行している危機でありまして、これを制圧するためには、ワクチンや治療薬の開発が必須で、終息にはまだまだ時間を要すると予測されております。 最近ウィズコロナという言葉がマスコミ等で使われていますが、コロナ感染症を制圧するまでの間、私たちは生活様式を柔軟に変化させながら、コロナ感染症の脅威とうまくつき合っていかなければなりません。言い換えれば感染症の防止対策に全力で取り組みながら、コロナによって露見した現代社会の矛盾や課題を精査し、教訓としてまち
---	---

	づくりに生かしていくことが重要だと思われます。 それでは、行政の各分野ごとに、コロナ感染症の影響とその対策につきまして、現在想定している範囲で私の考えを申し上げたいと思います。 まず、今回1番影響を受けた教育の分野では、学校の長期休業により児童生徒の学習機会が減少し、地域間あるいは年代間での不均衡、不公平が生じているという課題があります。この対策としては、ICT技術の導入によるオンライン教育の実施が有効と思われますが、この点につきましては次の加藤議員の一般質問において具体的に方針を問われておりますので、そこで答弁をさせていただきます。 また感染防止のため、スポーツや芸術、文化の大会やイベントが軒並み中止となりまして、情熱を注いで懸命に練習をしてきた児童生徒を大きく落胆させてしまいました。部活動などで得られた友情や感動は一生の宝物と言えますが、これはリモートやバーチャルの世界ではなかなか実体験できません。これから先、中学生や高校生が高いモチベーションを持って部活動や体験学習に取り組んでいけるように、代替手段の確保を含めて、教育行政の中でどのような支援ができるのかを検討していきたいと思います。 先日、大学生の約2割が仕送りの減少やアルバイト先の休業によって、生活が困窮し退学を考えているという衝撃的な調査結果が報道されました。これもコロナによって明白になった教育分野における脆弱性の1つだと思います。全ての若者がその能力と意欲に合った高等教育を受けられるように、例えば、給付型の奨学金制度の設立や子育て支援金の拡充など、次代を担う人材の育成支援と保護者の負担軽減に努めて参りたいと思います。 次に医療福祉の分野では、全国各地でコロナ感染症患者の治療に当たっている医療従事者の献身的な奮闘ぶりが報道され、感謝と敬意の思いが数多く寄せられました。医療崩壊を何とか踏みとどまっているのは、医療従事者の皆さんの我が身を顧みない崇高な使命感があっ
--	--

のことだと思います。

一方で、本町の中央診療所は感染症治療のための病床がなく、仮に町内で感染症患者が発生しても、町外の感染症指定病院で受け入れることになります。しかし、地域の医療機関として、全ての責任やリスクを指定病院に丸投げすることはできませんし、中央診療所にできることは少なからずあると思います。

その1つは、地域包括支援センターと連携して、掛かりつけ医として町民の皆さんの健康状態を日頃から把握し、感染などの早期発見につなげて拡大を防止することです。また、感染症の患者を受け持つもらう代わりに、感染症以外の比較的軽症な患者を中央診療所で引き受けて指定病院等の負担を減らすことも有効だと思います。あわせて、入院や通院の患者さんの感染リスクを可能な限り抑えていく取り組みも必要です。最も重要なことは、今回のコロナ感染症のような大規模かつ深刻な健康危機が発生した場合は、個々の医療機関が個別に対処をしていたのでは人的にも、資機材的にも限界がありますので、広域でのしっかりした連携体制の構築を進めていくことだと思います。この点は、宇和島圏域の中核病院を有する宇和島市、隣接する鬼北町とも十分に協議をして実現をしていきたいと思っています。

3点目、産業雇用分野では、感染症拡大防止に細心の注意を払いつつ、いかに疲弊した地域経済を回復させていくのか、そのための支援に取り組みたいです。

既に国や県の補助事業が打ち出され、町独自の事業も創設いたしました。対象となる事業者の皆さんには、可能な限りこれらの事業を利用していただき、この危機を乗り越えていただくようお願いをしております。

一方で、コロナ対策のため自粛生活を経験して、特に都市部の住民の意識が大きく変化し、これまでの常識が通用しないといった事態も出ています。特に観光面では、これまでインバウンドなど一過性の集客を重視していた地域は、大きな方向転換を余儀なくされています。

	これからは家族連れや小グループなど、リピーター層を中心に、その地域ならではの個性や特徴を前面に出した観光商品の造成が求められるようになると思います。 本町では、まず地元に愛される観光地を作ろうという観点から、国立公園滑床溪谷での官民連携による情報発信から取り組んでいきたいと考えております。 4点目、防災減災の分野では、コロナウイルスとの共存という観点から、地域の皆さんの要望を反映したよりきめ細やかな対策が必要になると考えております。特に、風水害や地震が発生した場合の被災者の救援、避難所の運営などについてはこれまで以上に自助、共助の働きを強化していただくことが必要と思われれます。 一昨年の西日本豪雨災害で再認識した地域のきずなの強さを最大限活用しまして、住民との協働による災害に強いまちづくりを進めて参ります。 最後に、コロナウイルス感染症がもたらした人々の価値観の変化について述べさせていただきます。 これまで東京など都市部で当たり前のことのように考えられてきた満員電車での通勤や長時間の労働、住居費をはじめとする高額な物価水準、休日でも人混みの中に出かけていく生活が本当に必要だったのか、今回のコロナ禍で多くの人が疑問を感じるようになったのではないのでしょうか。そしてその延長線上にストレスが少なく、物価の安い田舎で、のんびりと人間本来の暮らしを満喫しようとする田園回帰の流れが更に明確になると確信をしております。具体例として高速情報通信網を活用することによって、通常は自然豊かな松野町に滞在して仕事をするというワーケーションという働き方も可能になってくるのではないかと考えております。このような都会から田舎への人と物の流れを確実に松野町に向けて導いていくこと、これが地域活性化の鍵になると考えております。 今回の国難ともいえるコロナ禍は、同時に、現代社会における都市
--	--

				部の脆さと地方の強さを浮き彫りにしてくれました。その地方の底力、温かさとしたたかさを松野町でも十分に発揮できるように、小さな町だからこそできる小さな町でしかできないまちづくりに、これまで以上に責任感を持ってまい進していく所存でありますので、議員各位の御指導、御支援をお願い申し上げまして答弁いたします。
5	番	近	藤	「議長 5 番」
議			長	「5 番、近藤由美子議員」
5	番	近	藤	ありがとうございました。
				覚悟がよく分かりました。
				教育の分野なんですけど、I T化を進められようとしてるんですけど、後に加藤さんからの加藤議員からのあれがあると思うんですけど、更なる感染防止と続いてはすごくメンタル面が重要になってくると思ってます。私としては。その辺りのことをどう考えるかと、安心安全の確保も十分なされてると思うんですけど、更に進めていかないといかないと思ってるんですけど、その辺りのことをちょっともう少し聞かしていただいたらと思ってます。
				それと子育てなんですけど、子育ても発達段階に応じた子育てがすごく重要なんですけど、この度家庭でいろいろなことがあったりして、家庭でみることも大事になってということが分かってきて、ただ学校へ行くだけじゃなくって、家庭での教育もすごく大事になってということが改めて分かったんじゃないかと思うんですけど、その辺りのこととか、それぐらいですかね。
				それと、働ける環境づくりを更に一層、働き方改革に伴ってやってもらいたいなと思うんです。
				みんなの行動変容がものすごく、今、促されたところですから、その期を捉えてやっていってほしいかなと思います。
				以上ぐらいなんですけど、それについてよろしくお願いします。
坂	本	町	長	「議長」
議			長	「坂本町長」

坂 本 町 長	はい。 教育分野に関することでございますので、教育長のほうから答弁をさせていただきます。
三 好 教 育 長	「議長」
議 長	「三好教育長」
三 好 教 育 長	近藤議員さんの質問にお答えをします。 学校における感染症のリスクをゼロにするっていうことを前提にすると、学校再開はあり得ないと考えています。 これから先、非常に長い戦いになると思うんですが、学校ででき得る限りの感染症対策をしながら、安全面と学びの保障を両立させないといけないと思っています。 現在、先生方は、マスクをして、その上にフェイスシールドをして授業をしていただいています。今こうして私がマスクしてしゃべるのでさえこの辺が暖かくなってくるのに、フェイスシールドもしてやっていただいています。 でき得る限りの方策を講じて、子どもたちの学びをこれからも保障していこうと思っています。 心のケアについてですが、学校には、中学校を拠点としたスクールカウンセラーが1名、それから西小学校を拠点としたスクールソーシャルワーカーがいらっしゃいます。子どもたちの心の相談、教育相談等適宜やっていただいていますので、その辺は今のところ安心かなと思っています。 5月25日に学校を再開しました。それから3週間余りなんですが、今のところ、連続して欠席する子どもはおりません。病気で1日、2日等休む子どもはいますが、今のところ大丈夫だろうと思っております。先生方も元気にやっていただいていますので御安心いただけたらと思います。 以上でございます。
議 長	近藤議員質問はありませんか。

5 番 近 藤 三 好 教 育 長	家庭学習。 失礼しました。 後のちょっと加藤議員さんの時にも出てくるんですけど、やっぱ I C Tを、今回新たに整備する計画でいます。それを使ってやっぱり必要な時にはオンライン教育をしなければならないと思ってます。 オンライン教育といいましても幅が広いので、プリント類の配布であり回収、あるいは様々な関係機関や団体が作っています学習用のコンテンツがあります。それを自分で見て、聞いて、自学自習をするという方法もありますし、あるいは更に進みますと、ウェブ会議システムを使って先生と個別の指導ができる。あるいは全員一斉の授業もできると、そういった I C Tを活用して、今後、臨時休業等の家庭での教育については、保障していくように考えていかなければならないなと思っています。 以上でございます。
5 番 近 藤 議 長	「議長 5 番」 「5 番、近藤由美子議員」
5 番 近 藤	よく分かりました。 I Tも大事なんですけど、活字も大事ですからそれぞれに考えて、メリットデメリットをよく考えた上で、その2つのあれが補完しあって、教育を進めていただけたらいいかなと私自身はすごく思ってます。 それと今オンライン教育といいましても、双方向の教育をすごく重要視していただけたらなと思っております。 それだけですね。 後、町長さんが言われたように今地方にものすごくチャンスが回ってきてると思うんですよ。それをすごい早目にキャッチして、いろいろな人たちと情報交換しながら、松野町が良くしていくように、松野町良くしていくように、一生懸命頑張っていたらいいかなと思ってます。

議 5 議	長 藤 長	以上です。 答弁求めますか。答弁いいです。
番 近	長 藤	はい。 以上で、近藤由美子議員の質問を終わります。
7 議	長 藤	続いて、通告２番、加藤康幸議員の質問を許します。 「議長７番」
7 議	長 藤	「７番、加藤康幸議員」
7 議	長 藤	それでは議長のお許しをいただき、通告に基づきまして質問をさせていただきます。
		まずは１点目でございますが、これらのＩＣＴ教育の推進であります。
		新型コロナの影響を受けてか、これから先、次第に生活様式が徐々に変化しつつある現在、教育分野におきましても、様々な取り組みを行われようとしております。またそうした中でですね、我が町でもいち早く１人１台の端末機器を導入して、よりよい学習環境を整える方針は以前よりあると思われま。
		そこで、小学校、中学校にわたって幅広い利用でもあり、子どもたちには次の時代を切り抜くために必要な力が求められ、更にはこれまでに以上に教職員が教育活動に取り組む必要があると思われま。
		タブレット端末において、またＩＣＴ機器全般にわたって、当然ながら苦手意識を持つ子どもたち、また教員もいると思われま。その中で特に操作、管理、情報漏えい防止に対しては、我が町独自でですね、具体的な検討はなされているか、また同様に、今ほど近藤議員からの質問に対して、ある程度重複すると思いますが、オンライン教育に対し、どのような認識を持っているか、今後の課題も含め方向性について伺いたいと思いま。
		次に、担い手不足、農業従事者に対する農業振興についてであります。
		ここ数年、一段と企業、事業の皆さん、また若者たちからの農業に

	対しての関心度が高まりつつあると、私ながらに感じるところであります。よって、これがよりよい傾向にあると思いますけれども、また一方ではですね、高齢者の皆さんが、汗水たらして一生懸命農業に従事しているのが現状であります。 そこで、今、この時期だからこそ、より一層生産農家の皆さんの気持ち、思い等々真摯に受け止めて、第一次産業である農業分野を再度、原点に返って見つめ直す必要性があるんじゃないかなろうかと思っております。 そこで、具体的な支援策も含め、理事者の考えを聞きたいと思っております。 以上、２点につきまして一括答弁を願います。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	加藤議員の御質問にお答えをいたしますが、前半のこれからのＩＣＴ教育の推進につきましては、教育長から答弁をさせていただきます。
三 好 教 育 長	「議長」
議 長	「三好教育長」
三 好 教 育 長	これからのＩＣＴ教育の推進についてお答えをいたします。 現在、学校のＩＣＴ教育環境として約３人に１台のタブレット端末、Ｗｉ－Ｆｉによる校内ＬＡＮ、各教科のデジタル教科書等を整備し活用をしています。更に今回、文部科学省が推進をしていますＧＩＧＡスクール構想を受けて、追加整備の補正予算を提案しております。 主な内容は、次の３点です。１点目は、１人１台の児童生徒用タブレット端末の整備。２点目は、タブレットが家庭でも使用できる環境整備。３点目が、ＩＣＴ支援員の配置です。 以上３点について、その目的や内容を説明することで御質問の回答に代えさせていただきます。

	まず1点目です。1人1台のタブレット整備です。これからの社会はグローバル化あるいは情報化が人間の予想をはるかに超えて進展すると言われてます。予測困難な社会だと。そうした将来子どもたちが変化の激しい社会の中で、幸せな人生や豊かな社会の作り手となっていくために、必要な力って何なんだろうかと考えた時、これから子どもたちが会おうであろう様々な困難やあるいは、未知の問題に対して主体的に向き合い、多様な他者と協働しながら、それらをよりよく解決していく力が不可欠なんだろうなと思ってます。そんな問題を解決するような力を身に着ける学習の道具として、タブレットを是非整備したいなと考えています。 例えば、教科の学習の中で子どもたちが、自分が見つけた問題を解決するために、インターネット等を使って様々な情報を収集する。収集した情報を表計算あるいはデータベースソフトを使って整理分析し、考察をする。そうして導き出した答えをワープロやプレゼンテーションソフトを使って表現し、周りの友達と意見交換をしながら、自分の考えを広めたり深めたりしていく。こうした学習を効率的、効果的に行うために、タブレットは非常に有効であると考えています。 ですから、タブレットが使えること、あるいはタブレットが使えるようになることが主たる目的ではないということです。 ですが、道具ですから、使えなくては意味がありません。しかも、正しく、安全に、適切に使える必要があります。ですから、基本的な操作方法はもちろんのことを情報セキュリティや情報モラルも含めて、総合的に指導する必要があります。学校では、学年ごとに作成している年間指導計画をもとに、様々な教育活動をとおして、意図的、計画的、系統的に指導をしていただいています。 2点目は、家庭でもタブレットが活用できる環境整備です。この1番の目的は、子どもたちの興味や関心あるいは学習の進み具合によって、家庭でも問題解決的な学習ができるようにするということです。ですが、それだけではありません。今回のような感染症対策、あ
--	--

るいは、自然災害等で学校が臨時休業になった場合、そういった場合の学びの保障もできると考えてます。先ほど出ていましたいわゆる家庭と学校等をつなぐオンライン教育です。先ほど申しましたから繰り返しません、様々な活用が考えられます。それらを今すぐにできること、少しの時間と工夫があればできること、あるいは時間をかけてじっくり準備しなければならないこと、様々なだろうと思ってます。これから、学校と協議を重ねながら、いざという時のために備えていかなければならないと考えています。

また、現在本町に該当者はいないんですが、何らかの理由で学校に行きにくくなった子ども、いわゆる不登校の子どもの学びの保障もこれできるのではないかなと考えています。

3点目は、ICT支援員の配置です。地域おこし協力隊制度を活用して、ICT機器やソフトウェアに関する専門的な知識や技能を有する人材を確保したいと考えています。先生方が日常的にICTを活用しながら子どもたちの指導ができるように、授業中の機器やソフトウェアの操作支援はもちろんのこと、授業の準備や後始末、日常的な機器の管理や障害への対応、あるいは先生方の研修の講師と様々な場面の支援を想定しています。

このような支援を行うことで、先生方が子どもたちと向き合う時間を確保できるとともに、よく言われる多忙といわれる先生方の働き方改革の一助にもなるのではないかと大きな期待を寄せています。

以上でございますが、最後に、学校は何のためにあるかと問われたら躊躇なく、子どもの幸せのためと豊かな未来社会のためにあると答えます。松野の未来を託す子どもたちが、幸せな人生や豊かな社会の作り手となれるよう、教育委員会として、今後とも最善の教育環境と教育条件を整えていかなければならないと考えています。

引き続き御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げ、答弁いたします。

坂 本 町 長

「議長」

議 坂 本 町 長	「坂本町長」 続きまして、２点目の御質問、農業従事者に対する農業振興支援策についてお答えをいたします。 農業を取り巻く環境は、他の産業分野と比較しても、担い手の高齢化と後継者不足が急速に進展しておりまして、耕作放棄地が増加するなど、貴重な農地を次の世代に受け継いでいくことが困難な状況になりつつあります。この状況を解決していくためには、新しい担い手をいかに確保するかという点に尽きると考えておりますが、このままの状態が続くと担い手の数が更に減少し、特定の農家に負担が集中し農地を維持していくことすら困難になると非常に憂慮をしております。 今年度の農政の業務計画では、人・農地プランの実質化が最重要であると認識をしております。 人・農地プランの実質化とは近い将来を見据えて、農地と担い手を結びつける地域農業の設計図を作成することであり、少しでも多くの農地に将来の担い手を明確に位置づけるため、各地域内で協議などを行う予定です。この作業をいかに細やかにかつ具体性のあるものにできるかが、今後の農業を展開する上での基礎になるものと考えておりますので、農業委員会と連携協力しながら、全力を挙げて取り組んで参ります。 また国においては、新たな農業支援策として新型コロナウイルス感染症の影響を受けた高収益作物の野菜、果樹、花きなどの生産者に対して、事業継続や新たな需要拡大を目的に、高収益作物次期作支援交付金を創設いたしました。農業の継続に向けて農家が所定の対策に取り組んだ場合に、作付面積に対して定額の交付金が支給されるもので、対象期間に出荷実績があるなどの交付要件を満たせば、本町でも幅広い農家に支援の手が届くことになると想定をしております。このような国の交付金を有効に活用しながら、コロナ後の農業の継続発展につなげていきたいと考えております。 更に、次世代を担う農業者を育成するために松野町農林公社の研修
----------------------	--

				制度を再構築し、町外県外からの研修生の受け入れはもとより、町内の就農希望者の受け入れ環境も整備しているところであります。 コロナ禍にあって、都市部の住民の価値感が大きく転換され、地方への移住認識の高まりなどの動きにつながってくると思われますので、農家志望の地域おこし協力隊の更なる獲得も含め、今後の事業を推進していきたいと考えております。 農業は一朝一夕にはならず、またそれぞれの農家が懸命に守ってきた農地を流動化、集約化させることは容易なことではありませんが、農家お一人お一人の気持ちに寄り添い、また意欲を持って農業に取り組む担い手を育成することによりまして、農業と農地、農村社会が次の世代に継承されるのではないかと考えております。 今後の松野町の農業振興をいかに持続発展させていくのか、今すぐできること、長期的に取り組むこと組み合わせながら、引き続き基幹産業である農業の持続的発展に努めて参りますので、議員各位の御指導、御支援をお願い申し上げまして答弁いたします。
7	番	加	藤	「議長 7 番」
議			長	「7 番、加藤康幸議員」
7	番	加	藤	今ほどの I C T 教育の答弁内容を聞き、再度質問させていただきますが、確かに授業内容に関しても幅が広がる上で、興味関心を高め、生徒、教員ともに楽しみながらの効率のよい学習はでき、また更には、授業に積極的に参加しやすくなる上、情報共有も簡単にできるとそういうことはですね、重々メリット面にて分かるわけですが、それに対してですね、反面、トラブル面的なことですね、現在の教員の負担を減らすことはできるのかどうか、それで特に、私が懸念材料の 1 つとして思っていますのは、何でもすぐに調べることができ、また先生と生徒との会話は少なくなる上に、解らないことがあっても先生に聞くということが少なくなり総体的において想像力の低下にも、多少低下になるんじゃないかと心配をしております。 先ほど、言われましたように小中学生の生徒の中に、今現状として

	は3人に1人の割合でタブレット端末を導入しているのが、現状だと。そこでですね、今現在、生徒、先生たちがタブレット端末の導入、いろいろ使用されておるわけですが、その中で、今現在のICTの利用効果はどの程度の割合で成果が出ているのか。それについてちょっと聞きたいと思います。 そして問題は、これから先の保護者、家庭の環境でのですね、Wi-Fi環境の整備について、ある程度の負担が出てくるんじゃないかなと思うんですが、その負担量についてですね、どのように考えているかお聞きしたいと。そして、当然、先生と向き合いながらの授業も少なくなり、問題は、この我が町みたいな小さな町ならではのですね、教育に対し、ちょっと少し薄れがちになるんじゃないかなという思いもしますし、同時に、オンライン教育に関してもですね、意見の交換や人の意見を聞く機会も薄れるんじゃないかなということも私なりに思っております。 先ほどの答弁の中にありましたが、それ以上にですね、何か、これから先、よい考えをお持ちであれば伺いたいと思っております。 そして、町長の答弁の農業従事者に対しての対応支援策に関してですが、今回の新型コロナの影響ですね、商工業者はもちろんであります、生産農家にとっても、例えば生産力があっても、いわば販売促進力が衰えると、そういうのが浮き彫りになっているのが今現状であると思います。総体的にですね、全体的に全てが打撃を受けているのは間違いのないことであります。 そこでですね、今後、更に町単独のですね、支援を強く、言葉悪いんですが要望、そして早急にですね、対応をしていただくよう強く要請をしたいと思います。 また、いろいろな面の対応については、農林公社を含めて、各方面での連携により一層力を入れていただき、高齢者の皆さんの労力の負担とならぬようくれぐれも取り組んでいただきたいと思います。 以上、答弁のほどを願います。
--	---

三 好 教 育 長 議 長 三 好 教 育 長	「議長」 「三好教育長」 はい。 たくさんの御質問、ありがとうございました。 整理すると5つぐらいあるのかなと思いますので、ひとつずつお答えをします。 まず機器等のトラブルなどによる先生方の負担増っていう話が出ましたが、先ほど申しましたが、専門的な知識と技能を有する支援員を配置をしようと思っています。ですので機器等のトラブル対応での先生方の負担増ということは、今のところ考えていません。 ですが、1人1台タブレットっていうのは初めてのことです。先ほど申しました年間の指導計画を当然改定する必要が出てきます。それから、1人1台になりますから、使用頻度も多くなってくるだろうと思います。そういったことを含めて、どのような場面で、どのような方法でタブレットを使えば効果的な指導ができるか、そういったような研究は、これからしていかななくてはならないんだろうなと、そういう面での先生方の負担増は当然考えられます。 文部科学省から情報教育に関する手引が出ています。あわせて、県教育委員会が主催をする研修会、必要であれば町独自の研修会も考えているんですが、そういった研修会で研修を積んでいただく。そして年間指導計画については単独で作るとなかなか大変なので、近隣の学校と連携協力しながら作っていく方法もあるのかなと思ってます。いずれにしても、先生方の負担が増えないように、教育委員会としても支援をしていきたいと思っています。 2点目です。創造力は低下する。何でもかんでもインターネットですぐに調べて安易に調べる。先生に聞くようなことがなくなるんじゃないかなという話が出てました。先ほど、問題解決的な学習っていうのを説明しましたが、若干言葉が足りなかったのかなと思って補足します。子どもたちが自分の見つけた問題を解決するために、インタ
--	--

	ーネット等を使って情報収集するっていうふうにお話をしましたが、その「等」、「等」の部分の説明が足りなかったなと思います。子どもは、自分が作った問題解決するために、「一体、どんな資料をどんな方法で集めようか」と考えます。もちろん、インターネット好きですから、インターネットが1番出てくるかもしれませんが、図書室へ行って本を借りて、本で調べる。あるいは現地へ赴いて担当の方に聞き取り調査をする。あるいは自分で体験してみる。先生やお父さん、お母さん、あるいは周りの友達に聞く。様々な方法で子どもたちは、情報を収集をしていきます。そうして先ほど申しましたが、集めた情報の中から自分の答えを見つけ出していく時に、当然先生にアドバイスを受けたり周りの子どもたちと相談をしたりする機会があります。したがって、インターネットだけが情報源ではないということ、あわせて問題解決的な学習の過程で、先生方や周りの友達、あるいは地域の人と関わる機会は、十分にあるのではないかなというふうに考えてます。 ただ御指摘のとおり、安易にインターネットで何でもかんでも調べられるっていうのは事実だろうと思います。そうですから子どもたちには本当にそれが自分に必要な情報なのか、あるいは正しい情報なのか、出どころはどこなのか、はっきりしているのか。そういったことをきちんと見極めることが大切だっていう事前の指導は、当然必要になってくるんだろうなと思っています。 以上です。 3点目です。ICT教育の効果成果って言われましたが、これがちょっと1番大変なんですけど、学校では、様々な内容のことを様々な方法を使って教育活動を行っています。そうやって子どもたちは心や体やあるいは学力を着々と身につけています。それが教育の成果だろうと思います。ただですね、それがICT機器を使った成果なのか、あるいはほかの方法の成果なのか、あるいはその両方なのか、そこら辺の見極めが今のところ非常に難しいなと考えています。ICT機器を
--	--

活用による成果、その限定された成果をお示しできるような客観的な資料を今持ち合わせておりません。申し訳ございません。ただ、学校の総合的な取り組みの成果の1つとして、学力があります。全国学力学習状況調査あるいは県の学力診断調査等、過去5年間ぐらい押しなべてみると、いいのではないかなと思っています。しかし、今後はたくさんの予算をかけて1人1台のタブレットを準備をします。客観的な成果のデータがないということでは、やっぱりいけないんだろうなと反省をしております。

今後、その成果あるいは効果について調査研究を重ねて、具体的にお示しできるように頑張っていきたいなと思っています。

4点目、保護者の負担です。家庭でもWi-Fiを使ってタブレットが使えるっていう環境なんですけど、既に家庭にWi-Fiの環境があるところはそれを使っただくつもりです。無い家庭については、Wi-Fiの機器を貸し出しをしようと思っています。通信料は、町が負担をします。ですから、今のところ家庭への負担はないと考えています。

最後です。オンライン教育で、先生と向き合う時間が少なくなるんじゃないかとか、友達との関わりが少なくなるんじゃないかという御心配でした。オンライン教育は基本的に非常時を想定しています。先ほど申しましたが、感染症あるいは自然災害で臨時休業になった場合、あるいは不登校になった場合、そういった非常の事態に活用することを基本的に考えてます。ですから、通常は学校で子どもと先生、あるいは子ども同士が向き合って、五感で相手を感じながら、教育をしていくのが基本であり、最良の方法だと考えています。

コロナ終息後に、社会が大きく変わるっていうふうに言われてますが、この学校の有り様は、変わらないだろうと、オンライン教育が主になることは有り得ないだろうと今のところ私は思っています。

今後も小規模校の特性を生かしながら、一人一人の実態に応じたきめ細かな、一人一人を大切にする教育を推進して参りたいと思っています。

坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長	ります。 以上でございます。 「議長」 「坂本町長」 はい。 それでは私からは、農業分野についての再質問にお答えをいたします。 コロナ禍における農家への対応につきましては、先ほど申し上げましたように、国の交付金補助金を最大に活用しまして、また今後打ち出されるであろう新たな施策等にも注視をしながら、農家の皆さんの理解と協力を得て実効性のある事業を進めて参りたいと思います。 さてコロナ感染症の影響で、農産物の販売力が低下しているのではないかという御指摘でございましたが、元々ですね、コロナ以前から本町のような中山間地域共通の悩みとして、農産物や特産品を作るのは上手だが売るのが下手だという問題がありました。 このため、町におきましては平成29年にですね、国の地方創生推進交付金を活用しまして3年間、農産物の生産拠点の整備、特産品づくり、販売促進活動を展開して参りました。その活動の中心組織として、松野町特産販売促進協議会を設立しておりまして、これにはですね、商工会それからJA、道の駅虹の森公園、農林公社はもとより、森の息吹それから認定農業者の方にも御参画をいただきまして、農産物全般の販売促進に努めているところであります。3年間、事業を実施して参りましたが、確実に成果が上がっておりまして販売力も向上している実績もあることから、この活動を更に一歩進めるために、今年度から県の補助事業を活用いたしまして、事業を継続することといたしております。 協議会の活動が、参画団体ひいては農家お一人お一人の所得向上につながりますように更に活動を強化していきたいと考えております。 また農林公社におきましては、町の農業施策の力強いパートナー、
---	---

地域農業の受け皿、更には先進的な農業の先駆者としての役割を担ってくれております。その中で、ひとつ、切り花で今人気が出ておりますさくらひめですね、これについては、今実証栽培から経営栽培への移行期間でありまして、大阪市場、松山市場への定期的な出荷もやって販路も確保でき、栽培技術や品質評価も向上しておりまして単価も上昇しているような状況でございます。あわせてキウイフルーツの花粉事業、これも予算のところで、以前御説明をいたしましたけれども、この農家が栽培したキウイの花粉の生成、販売を農林公社が受け持つようにしておりますが、この事業についても3年後には、実験販売を始める予定でございます。

これらの品種、さくらひめそれからキウイの花粉、何といいましてですね、これ花や花粉を扱いますので、軽いと、肉体的負担が非常に少ないという特性があります。高齢者や女性の農業者でも取り扱いが容易でありますので、これから普及啓発を進めまして、産地化を目指したいというふうに思っております。

またこれは農業と福祉が連携した農福連携の分野にも、十分可能性を秘めている品目だと思いますので、高齢化が進む本町の農業におきまして、これらの取り組みを1つの指針になるのではないかなと大きく期待をしているところでございます。

もう1点高齢者の農業に対する支援としましては、農林公社のアグリレスキュー事業、これもやっておりますけれども、年々この利用価値が高まっております。担い手不足の農家の作業の支援という面はもちろんですけれども、単なる労働力の供給ということだけではなくて、高齢になってもなお、農家の皆さんが現役で農業に従事できるように肉体的に負担の大きいところは、アグリレスキューに任せていただいて、後の日常的な管理と農業経営は御自分でやっていただくと、そういったお一人お一人に合った農業の在り方をですね、農家とともに考えていきたいというふうに思っております。

担い手不足の松野町におきましては、高齢者の皆さんにも、御活躍

7 議 7 番 加 藤 7 番 加 藤	いただくことは、これは不可欠だと思っておりますし、御本人の健康づくり、生きがいづくりにもつながりますので、町の活力維持には欠かせないものだと思っております。行政としまして、高齢者をはじめ、農業を支えていただく全ての皆さん、農林公社や各種団体と連携を図りながら支援をさせていただきたいと思っておりますので、この農業とともにある地域社会、これを維持するためにも、そういった取り組みに努めて参りたいと思いますので、議員各位の御支援、御協力をお願いいたします。 以上です。 「議長 7 番」 「7 番、加藤康幸議員」 はい。ありがとうございました。 教育分野、農業分野の両面においてですね、理事者からの前向きな答弁をいただいたわけですが、これ以上の質問はいたしません、冒頭で言いましたようにですね、様々な生活様式そのものも次第に変わるとして、また社会事情もですね、著しく変化していく中ではありますが、どうかですね、一つ一つ確実にですね、実行していただき、今からが本当の我が町の出発点だとの思いをですね、念頭に置かれましてですね、新しい松野町と生まれ変わる最大のチャンスだと私も思っております。どうかですね、我々も一生懸命頑張ります。そして理事者、職員が一丸となってですね、前進あるのみの前向きな精神姿勢でですね、町民の皆さんが夢を持って安心安全に過ごすことができますよう、取り組んでいただきたいと思います。 また、これからがですね、庁舎建設等いろいろな事業もあります。これから本当にですね、我が町にとっての本当の正念場ではなかろうかと思っております。そこでですね、本来なら、ここですね、町長のですね、進退を問うべきだとは思いますが、それより何よりですね、これから先の町政運営に対して、町長自身自らの使命感を持って、この難題長期化する予想とされますけど、この困難な時期を乗り

坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長	越えていく本当の熱意ある心構え、そして心意気をお聞かせ願ひ、最後に新型コロナが1日も早く終息しますようお願い、一般質問を終わります。 「議長」 「坂本町長」 はい。 加藤議員の御質問、その中にはポストコロナ、ウィズコロナを見据えた今後のまちづくりにつきまして、理事者と職員が一丸となっていて、しっかり使命感を持って頑張れよという叱咤激励の意味が含まれていたと思っております。大変ありがたく肝に銘じたいと思います。 今ほどちょっと触れられましたが、御承知のとおり、私の任期もあと5ヶ月となりました。この3年半余り、小さな町の大きな挑戦を基本に掲げまして、町内の融和そして協調、地域の絆を最優先する小さな町だからこそできる小さな町でしかできないまちづくり、取り組んできたつもりでございます。 その間、観光施設の運営の問題、農林業の振興策、新庁舎の建設計画など、数々の懸案事項がありましたし、一昨年の西日本豪雨災害からの復旧復興、そして今現在進行中のコロナウイルス対策、様々な課題に取り組んできたわけでございますけれども、残された任期につきましても、引き続いてこれらの諸課題に、一つ一つ丁寧に向き合いまして、方向性を出していくもの、仕上げをしていくもの、そういった作業に全力を尽くしていきたいというふうに思っております。 先ほど申し上げましたとおり、コロナウイルスによって私たちの価値感が根底から揺すぶられているということになりました。今やるべきことは、感染の拡大防止に細心の注意をしながらも、疲弊した経済や生活を立て直していくことだと思います。 その後については、これはもう長い道のりになるとは思いますが、コロナを契機に生まれる新しい社会の潮流の中で、松野町の貴重な資源に更に磨きをかけて次の世代に引き継いでいく、こういう使命が今
---	--

議	を生きる我々にはあるというふうに思っております。その目指すべき松野町の姿が私自身しっかりと将来図が書けるのか、そしてその夢を実現するための覚悟と能力が自分自身にあるのか、少し時間をいただいてですね、冷静に判断をしたいと思っておりますので、何とぞ御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます、最終の答弁とさせていただきます。 以上です。 以上で、加藤康幸議員の質問を終わり、これで一般質問を終わります。 ここでしばらく休憩します。 (1 0 : 3 4) (休憩 1 0 : 3 4 ~ 再開 1 0 : 4 4)
議	休憩前に引き続き会議を開きます。 (1 0 : 4 4)
議	日程第 4 報告第 2 号「鬼北土地開発公社に関する報告について」を議題とします。 町長に報告を求めます。
坂 本 町	「議長」
議	「坂本町長」
坂 本 町	それでは、報告第 2 号「鬼北土地開発公社に関する報告について」地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、決算状況等を御説明申し上げます。 なお、本日御報告する内容は、本年 5 月に書面開催をされました鬼北土地開発公社理事会において承認されたものであります。 鬼北土地開発公社は、鬼北地域内での土地開発事業を計画的かつ円滑に進めるため、出資団体であります鬼北町、松野町からの委託を受けまして、必要となる公共用地等の先行取得、造成、管理などを実施するために設立された団体であります。 ただし、土地開発公社は、保有する土地は全て売却済みで借入金をすべて繰上償還しておりますので、令和元年度につきましては、新たな土地の取得などの事業も実施していないため、事業収益につきまし

ては、予算計上並びに決算額がありません。

事業以外の収支につきましては、収入のうち事業外収益は、普通預金利息が０円、定期預金利息が５００円、運営費補助金が９５，４２６円で、合計９５，９２６円の決算となっており、支出のうち販売費および一般管理費は、役員報酬が５０，０２６円、需用費が４３，６８０円、役務費が２，２２０円で、合計９５，９２６円の決算額であります。

次に、財産目録について御説明をいたしますと、資産の部では、普通預金が１０６，１０４円、定期預金が５００万円となっており、負債の部では、短期預り金として役員報酬の源泉所得分と運営補助金超過分が合わせて１０６，１０４円、差引の正味財産が５００万円であります。

続いて、貸借対照表では、財産目録で説明した事項に加えまして、資本の部で両町から出資している基本財産を加えて負債資本合計が５，１０６，１０４円となっています。

また、損益計算書では、販売費および一般管理費、事業外収益がともに９５，９２６円であり、したがって経常利益、当期純利益とも０円の決算となっています。

最後に、今回の会計期間におけます資金の流れをキャッシュフロー計算書によって報告しておりますが、事業収入がないことから、運営費補助金等収入９４，１２８円から経費等を差し引いたマイナス１，７９１円に受取利息５００円を加えまして、マイナス１，２９１円となります。このほか、投資活動及び財務活動による資金の動きはなく、現金及び現金同等物期末残高は５，１０６，１０４円となっております。

各種事業において、公共用地の先行取得の需要が減少するなど行政ニーズが変化をしております。本町が土地開発公社を利用する計画は当面はありませんけれども、今後、住民福祉の向上や地域経済の活性化のために大型事業の導入が必要となった場合には、土地開発公社の存在意義が出てくると思われます。そのために、しばらくの間、鬼

	北町とともに土地開発公社の存続をしていくこととしておりますので、議員各位の格別の御指導、御支援をお願い申し上げまして、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告とさせていただきます。
議 長	これから、本報告に対する質疑を行います。
2 番 村 尾	「議長2番」
議 長	「2番、村尾重利議員」
2 番 村 尾	ただいま土地開発公社の決算の報告があったわけですが、確か私の記憶ではもう10年間、ほとんどこれ活用、活動がされてないわけです。先ほどおっしゃられたように将来大きな開発事業が起こらんという保証はないわけですが、今の時代の現状からして、そういったことは考えにくいんじゃないかなと思うんですが、その辺の協議がされたんですか。 その辺ちょっとお伺いをしておったら思います。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。 御指摘のとおりですね、この土地開発公社、当面といいますか、もしばらくの間、相当の間実績がございません。 虹の森公園の建設の時、あるいは鬼北町のニュータウンの造成の時には、非常にこの土地開発公社利用価値があったわけでございますけれども、今後、どういうことが見込まれるかという、具体的な案を今御提示する段階ではないということでございます。 このことにつきましては、毎年理事会等で御相談をさせていただくわけでございますけれども、鬼北町とも十分に相談をしながらですね、資金的な負担はあまりないわけでございますけれども、そういった事務の手續等で事務局があります鬼北町さんにも、大変御負担をおかけしていることは事実でございますので、存在価値をもう一度見直していきたいというふうに思ってます。

	ただこれ1回廃止をしますと、次同じものを作るということは大変な労力が必要となって参ります。その辺も総合的に勘案しまして、両町でしっかりと方向性を出していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
2 番 村 尾 議 長	了解です。 これで質疑を終わります。
議 長	以上で、報告第2号の報告を終わります。
	日程第5 報告第3号「株式会社まちづくり松野に関する報告について」を議題とします。 町長に報告を求めます。
坂 本 町 長 議 長	「議長」 「坂本町長」
坂 本 町 長	それでは、報告第3号「株式会社まちづくり松野に関する報告について」地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、決算状況等を御報告申し上げます。 御承知のとおり、令和元年度は、森の国ホテル及び森の国ロッジの滑床観光施設の民間譲渡が完了いたしまして、今期の決算から河川公園施設であります「虹の森公園」のみの内容となります。 本日御報告する内容は、令和2年5月27日に開催をされました株式会社まちづくり松野第4期定時株主総会において承認されたものでございます。 資料の3ページですが、まず虹の森公園についてです。 全体では売り上げ実績が1億5千177万6千円で、前年度対比は103%であり、一昨年が豪雨災害の影響を受けた状況でありますので単純比較はできませんが、比較的堅調に推移した内容です。この年度はゴールデンウィークが10連休となったこと、マイナス要因では梅雨入りが遅く長雨となったことによる影響、お盆時期の台風直撃など繁忙期のプラス要因、マイナス要因がありまして、そのほかにも消費税率の変更やキャッシュレス方式の導入など、様々な変化の多い年

	度でありましたが、2月後半からは新型コロナウイルスの影響が顕著となりまして、3月にかけて大きく売上が失速してしまったことは大変残念に感じているところでございます。 それでは、部門別に説明をいたします。 まず「おさかな館」につきましては、長期のゴールデンウィークからの好調なスタートを切ったわけですが、夏休み期間など繁忙期も比較的良い結果となりました。これは一昨年の災害からの再開時に行った感謝フェアがリピーター確保にもつながったことのためのようなのです。オフシーズンも2月まで好調に推移していましたが、先ほど述べましたように新型コロナウイルスの影響によりまして、3月にかけて団体予約のキャンセルやイベント中止などの影響が出ております。 「飲食部門」につきましては、4月は好スタートを切ることができ、近隣道の駅との「七駅街道」の共同企画メニューなどが好評となりましたが、隣接のフードコーナーの活用が収益に直結していないことや、年度末の新型コロナウイルスの影響のため伸び悩んでいる状況でございます。 「物販部門」につきましては、これはかごもり市場とガラス工房の部門ですけれども、一昨年のような災害の影響はなかったものの、生産者の高齢化、出荷者の減少などが問題となっておりまして、今後の生産者との情報交換、あるいは出荷時期等の確認による品物の充実に努めることが必要であるというふうに思っております。なお、かごもり市場につきましては、比較的新型コロナウイルスの影響が少ない部門でありまして、ほかの部門と比較して利用者の堅調さが表れておりますが、更に集客を伸ばす取り組みが必要であると感じております。 続きまして決算報告です。 資料5ページになりますが、令和元年度の決算状況につきましては、まず法人全体の貸借対照表では、資産の部で、流動資産として現金預金2千356万7千円のほか、売掛金104万7千円、未収入金15万円、商品在庫563万5千円、その他を合わせまして計3千9
--	--

1万1千円、固定資産として構築物、器具備品などが54万3千円、このふたつを合わせ3千145万5千円となります。

これに対する負債の部では、流動負債として、買掛金が492万1千円、未払金が283万4千円、そのほか預り金及び未払法人税等を合わせまして812万5千円、純資産の部では、資本金が8千46万円、繰越利益剰余金マイナス5千683万円で、自己株式分を差し引き2千332万9千円という状況になっております。

これにより、負債・純資産合計が3千145万5千円となっております。

続きまして7ページ、施設別の損益計算書ですが、虹の森公園につきましては、純売上高は3部門の売上額で合計1億5千177万6千円であり、これに対する原価8千11万9千円、販売費・一般管理費9千554万4千円を差し引いた金額が、マイナス2千388万7千円となっております、これに指定管理料を含む営業外収益2千318万3千円を加え、当期純損失はマイナス87万9千円の決算となっております。これは年度終盤のコロナウイルスの影響がなければ、このマイナスが若干プラスで終われたのではないかと感じており、その辺が大変残念だというふうに思っております。

以上が今期の決算であります。

この第4期からは、虹の森公園に集中して経営を行って参りましたが、人員体制や運営方式、収支のバランスを見ながら、組織の基盤を固めているところでありまして、取締役会における協議を進めながら、常に状況の確認、意見交換を行い、着実に目標、事業計画に基づいて取り組むこととしております。

なお、今回は役員の改選期でありましたが、取締役は留任、監査役お二人は新たな方をお願いをすることとなりましたので、御報告を申し上げます。

以上で、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告とさせていただきます。

議		長	これから、本報告に対する質疑を行います。
2	番	村	「議長2番」
議		長	「2番、村尾重利議員」
2	番	村	ただいまの報告であります、11ページに出荷者への多品目の生産を依頼し、売り場の活性化を図ることが計画で記されておるわけですが、今回のコロナ騒動によりまして、やっぱり新しい生活様式として、今後は、おうち暮らしが多くなるということで、交流人口は、元のようにはなかなか帰ってこんのではないかというのが、専門家の御意見のようでありますし、またそういったことに対する先手を打ちまして、営業の在り方を実際に変えておられる企業も多いようであります。 それで、ひとつ取締役会でいろんな検討がなされたと思うんですが、この点について活性化について、もう少し具体的な協議がなされておりましたら、お尋ねをしたらと思います。
坂	本	町	「議長」
議		長	「坂本町長」
坂	本	町	はい。 ここからはですね、まちづくり松野の立場もありますので、そこも含めて答弁をさせていただきたいと思いますが、今回コロナウイルスの問題で非常におさかな館、閉館したこともあるんですけども、売り上げが急激に減少しておりますが、このかごもり市場だけはですね、何とか減少幅を最低限に抑えることができました。これは、どうだったかと言いますと、やはり地元の方が利用していただいた頻度が高いのではなかったのかなというふうに思っております。 ですからまずは、ポストコロナの話になりますけれども、観光をですね、よくマイクロツーリズムという言葉が使われますが、地元の方、町内、県内の方が喜んでいただく品ぞろえをしていかなければならない。そういった方に日常的に利用してもらうような品ぞろえにしていかなければならないというふうに思っております。

				そういった具体的な方策をですね、今、取締役会のほうで随時検討をさせていただいておりますが、今のまちづくり松野の３人の常勤の職員兼取締役非常に意欲的でございまして、いろいろなアイデアも出してくれております。新商品もですね、どんどん桃サイダーをはじめ、今開発をしておりますので、そういった努力が実を結びますように、行政の立場でもしっかりと後押しをしていきたいというふうに思っております。 また具体的な内容につきましては、是非ですね、個別にこの３人の取締役と直接お話しするような機会も私も設けたいと思っておりますので、その時にいろいろ指導をしていただいたら大変ありがたいと思います。 以上です。
2	番	村	尾	了解です。
議			長	ほかにありませんか。
5	番	近	藤	「議長５番」
議			長	「５番、近藤由美子議員」
5	番	近	藤	はい。
				おさかな館とかごもり市場について、ちょっとお尋ねしたいんですけど、おさかな館でこれ出してるように、災害があった時に、前年の半額対応や無料入館でのアピールによりリピーターの方が見られたということで、このあたりを鑑みて、その時はだめでも、時には未来へつながるようなサービスの仕方を売ってもらったらと思ってるんですけど、いかがでしょうか、ということで、それをすればやっぱしリピーターにつながるんじゃないかなと思います。 それと、かごもり市場なんですけど、キャッシュレス化はされておるんですかね。 されてます。 すいません。 キャッシュレス化によって、多分ね人数がよそから来られた人は売

坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長	り上げが上がると思うんですよ。それはいろんなところで聞いてますから、そうなるかなと思って、私自身もキャッシュレスやったら、ようけ買おうかなっていう気分になるから、その辺りのことを考えてもらったらいいのかなと思うのと、オネストカードというて知りませんか。オネストカードいうて正直カードいうて、その生産者がどこで何を作って、どういうふうな形であれしてっていうものをちょっと出してもらったら、それをつけて物産へ出す時に出してもらったらいいかなと考えているんですけど、それぐらいですけどね。お願いします。 「議長」 「坂本町長」 はい。 まず、おさかな館のリピーター確保ということですが、御指摘いただきましたとおり、西日本豪雨災害の時に、いろいろなつながりが持てたと、それが結果的に後になって経営にもプラスになったということ、ちょうどこれをですね、今回のコロナウイルスにも当てはめまして、今の時期だからこそできるいろんな情報発信、あるいは子どもたちとのつながりというのを強化して、またこのコロナウイルスが終息した後には、たくさん来ていただくということにつなげていきたいと思っております。 またキャッシュレスの問題なんですが、もともとガラス工房のほうではカードをクレジットカードのほうをやってたんですけれども、今回の消費税の改定にあわせまして、かごもり市場等でもキャッシュレス決済を導入をしております。今の若い人たちはなかなか現金を持ち歩かないというようなこともありますので、特に高額な買い物につきましては、キャッシュレスで決済ができるような体制をこれからも堅持をしていきたいと思っております。 後、生産履歴をしっかりとしろということは、これも生産者の今からの責任でありますので、そういったところを生産農家の方々にも十分をお願いをして、また徹底をしながらですね、消費者の方が安心して
---	---

議 5 番 近 議	長 藤 長 買い物ができると。そこになんかこう、一言メッセージといひますか、暖かい言葉といひますか、そういったものが添えれば、またそれでファンを確保することにもなると思ひますので、そういった取り組みもしていきたいと思ひます。 いいですか。 はい。 ほかにありませんか。 これで質疑を終わります。 以上で、報告第3号の報告を終わります。
議 坂 本 町 議 坂 本 町	長 長 長 日程第6 報告第4号「株式会社松野町農林公社に関する報告について」を議題とします。 町長に報告を求めます。 「議長」 「坂本町長」 それでは、報告第4号「株式会社松野町農林公社に関する報告について」、これも地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、御説明をいたします。
	なお、本日御報告する内容は、令和2年5月21日に開催をされました株式会社松野町農林公社定時株主総会において承認をされたものでございます。 資料に基づきまして、松野町農林公社の事業報告と決算状況を御説明をいたします。 農林公社の主な事業は、野菜苗や花苗栽培の育苗事業、研修ハウスでのトマト栽培やブルーベリー栽培などの青果事業、梅加工場の運営による梅事業、農作業受託のアグリレスキュー事業、森の国ファーム運営のファーム事業、更に新たに整備を行った研修部門の6部門であります。 それでは、令和元年度の営業実績について、事業ごとに御説明を申し上げますので、まずは1ページをお開きいただきたいと思います。

	そこに総括として営業報告を記載しております。詳細は、部門ごとに、決算状況も決算書により説明をいたしますので、記述内容につきましては、後ほどお目通しをお願いします。 次に各事業の報告を行います。 2 ページ、項目 1 の育苗事業は、これ収益部門の大きなところを担う事業であります。農業全般を取り巻く課題であります高齢化、担い手不足等など、マイナス要因の影響もありまして、売上げは減少傾向であります。総額では 3 千 7 9 5 万 8 千円であり、前年比 1 1 0 万 4 千円の減額となっております。 野菜苗の状況としては、管内の種苗店、J A えひめ南、J A 高知県の両 J A、公社直販などを中心に販売を実施いたしました。花苗についても、全体的には減少している状況であります。大口顧客である事業者への出荷量が、減少傾向であることから、このような状況ではあります。新たな市場からの要望にも対応し、新規販路の獲得にも努めております。野菜苗同様に、増産するための栽培ハウスを確保し、対応を実施したところであります。 3 ページ中段、さくらひめについては、栽培開始から 4 年目を迎えて、県の研究機関や営業本部、市場関係者などの指導、助言を受けながら、栽培技術、品質ともに向上をいたしております。令和元年産につきましては、2 棟目のハウスにも定植を行いまして、保有施設をフル活用し、面積を拡大いたしました。また、J A の共販出荷も導入したことにより、関西市場、松山市場への定期的な出荷が可能となりまして、県内外の市場から高い評価を得ることができております。新たな出荷体制も整備できたことから、需要に対応した供給量を確保するためにも、今後の農家への普及、これに更なる努力を図りたいと考えております。 次に、3 ページの下段、項目 2 の青果事業であります。実績の記載は 4 ページをご覧くださいますが、先ずは、試験研修ハウスでのトマト栽培事業の状況、収穫量は 1 9. 2 トン、販売額は 1 千 2 9 6 万 3 千
--	--

円であり、収量は減少しておりますが、直売所での販売が好調だったことにより、販売額は増加をしております。ブルーベリーは、水害の影響でファームの園地を改植したことによりまして、現在、収量は回復、増加傾向で推移しております。マンゴーは、以前御説明のとおり、元年産の販売をもって栽培を終了いたしました。販売額は、前年と同額程度となっております。

次に、4 ページの下段、項目 3 の梅事業であります。

数量的には、前年と同等の受入、出荷実績であります。全国的に加工用品の需要の高まりから、高い単価での買い取り実績となりまして、農家へも高単価での精算ができておるところでございます。受入量は、多収量であった前年と同様の数量でありまして、完熟梅で 4 3.3 トンであります。園地につきましては、公社の作業委託による部分も多いため、栽培管理を徹底し、丁寧な収穫や出荷時の選果をより厳正にすることによりまして、よりよい果実の生産と A 品率向上に取り組みたいと思います。

次に 5 ページ、項目 4 アグレスキュー事業。

このアグレス事業は、作業依頼総数で 4 5 3 件、総額は 9 2 3 万 3 千円であり、全体的には増加傾向で推移し、依然として公社アグレス事業への依存度の高まりは見てとれるところであります。既に作業の大半を依存している作目、作業の増加傾向にある作目など、様々な状況はありますけれども、今後も町農業の大きな受け皿であることは間違いなく感じております。

次に 6 ページ、項目 5 ファーム事業です。

総額は 3 5 1 万 2 千円の販売額であり、前年から減額しておりますが、体験物販のシーズンであります 3 月初旬から春休みシーズンの集客ができなかったことが大きく影響しております。ハウストマトについては、体験販売以外の生産物については、社内にて出荷、そして精算を行っております。

最後に 7 ページ、項目 6 研修事業、今年度からの新規項目でありま

	す。 県補助事業によりまして、研修環境の再整備、研修生の受け入れ等の対応を開始したことから、項目を追加したものであります。補助事業全体では３７８万円を受け入れし、研修生募集活動や野菜栽培用のハウス整備などに対応をいたしました。 次に、令和元年度の決算状況を御説明いたします。 資料の９ページになります。 まず貸借対照表であります。資産の部では、流動資産として、現金預金７００万２千円のほか、未収入金１千６７６万５千円、商品在庫５８２万２千円ほかで、計３千２５８万８千円であります。次に、固定資産として、有形固定資産、出資金を合わせて、計１千４３７万７千円となります。流動資産、固定資産を合わせて、資産の合計額は、４千６９６万５千円であり、これに対する負債の部では、買掛金、未払金、長期リース未払金等で１千８４６万７千円、純資産として、資本金と利益剰余金を合わせて２千８４９万８千円で、合計４千６９６万５千円となっております。 １０ページの損益計算書では、売上高として、育苗事業の売上げが３千７９５万８千円、青果事業の売上げが１千７４５万４千円、梅事業の売上げが１千３４７万９千円、アグリレスキュー事業などの作業売上が９２３万３千円、ファーム事業の売上げが３６４万２千円で、５つの事業合わせて８千１７６万９千円となっております。 これに対する売上原価が７千４５７万９千円で、売上総利益は７１８万９千円。販売費及び一般管理費が４千８９３万１千円で、この時点での営業利益はマイナス４千１７４万１千円となっております。これに営業外収益として、町の指定管理料、補助金ほか、利息、配当金、雑収入の合計額が３千６０６万４千円、これに加えて、営業外経費を引いた経常損失は５７２万６千円のマイナスであります。 今回は、ファームの固定資産売却があるため、売却益を特別利益として加算し、法人税を差引いた最終的な当期の純利益は、３３７万９
--	---

				千円のマイナスの決算となっております。 11 ページが損益計算書の中段、販売費及び一般管理費の詳細、12 ページは、損益計算書の売上原価の当期製品製造原価の内訳でありますのでお目通しをお願いします。 最後に、決算全体を通じての説明をいたします。 今年度決算に影響した要因としては、農業全体に及びます生産基盤が縮小している余波もありますが、年度末にかけてのコロナ禍の波及も影響していると思われます。 全体的に見れば、今年度の指標としていた「昨年度の大幅マイナス決算からの脱却」は、おおよそ実現できていると判断しております。 減収となっている育苗事業の増収対策も実施しており、次期決算に向けた事業計画も策定しております。見通しとしましては、決して楽観視はできませんが、厳しい状況下でありながら、最大限の努力により、町農業の受け皿として、先進農業の先駆的役割として、公社設立の趣旨に立ち返りながら期待に応えていきたいと存じます。 コロナ禍の影響に加え、気候等にも左右される農業関連事業のため不安要素も多々ありますけれども、揺るぎない経営理念を持って、公社の運営に鋭意努めて参ります。 以上、松野町農林公社の令和元年度の決算状況を御報告いたしました。 議員各位におかれましても、より一層御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。地方自治法第243条の3第2項の規定による報告といたします。
議 5 議 5	番 番	近 近	長 長 藤	これから、本報告に対する質疑を行います。 「議長5番」 「5番、近藤由美子議員」 野菜苗のところなんですけど、農家フォローにより出荷量を回復させたいって書いてるんですけど、どういうフォローをしながら、回復させていくのかっていうことをお聞きしたいのと、今うちの前でプロ

坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長	ッコリーの栽培をしだして、そこの収穫がほとんど終わってるみたい なんで、毎朝早くから取りに来られてるんですけど、そのあたりはそ こに出してるかと思うんですけど、その辺りのこととか聞かしてい ただけたらと思います。		
	「議長」		
	「坂本町長」		
	はい。		
5 番 近 藤 議 長 5 番 近 藤	野菜苗なんですけれども、実は大口のですね、農家の方が、高齢化 を理由に廃業されたり、ということで厳しい状況にはなっております が、もともとこの野菜苗の生産に農林公社が取り組んだ理由は、町内 の皆さんに品質がよくて安い苗を供給して、それで町全体の農業振興 を図っていこうという趣旨でございます。その当初の趣旨に立ち返っ て、町内の農家の方が安心してそして安価に農林公社の苗を買い求め ていただきますように、まずはそこに考えをシフトしていこうと、そ して町の認定農業者はじめ、野菜を作られている方々のところ、十分 にフォローしながら、地道に生産を伸ばしていこうということにして おります。		
	もう1点、吉野西のブロッコリー生産なんですけど、あれ試験研修ハ ウスの一環でやっておりまして、当然生産することも大事なんですけ れども、それ以上にあそこを使って農業を志す若い人たちに研修をし て技術を身につけてもらおうという内容でございます。まだまだ試行 錯誤が続くと思いますが、そういった志のある方を町内外協力隊も含 めて集まっていたいて、あの場所ですっかりと農家としての何とい いますか、研修を進めていくようにこれからも進めていきたいと思 います。		
	以上です。		
	「議長5番」		
5 番 近 藤	「5番、近藤由美子議員」		
	先ほどのフォローの件なんですけど、一応効率よくするために売れ		

				行きの、そこに出てる苗なんかを見ていると売り上げの特徴や傾向分析とか、売り上げデータの分析を活用して、その活用によってフィードバックさせていって、それを苗に反映していって、どれが売れてるかいうのを分かった上でフォローしていただきたいなと、私は思っています。
坂	本	町	長	「議長」
議			長	「坂本町長」
坂	本	町	長	はい。
				御指摘のとおりですね、農林公社のこの育苗、接木の技術は私はもうこの辺ではトップクラスだと思っておりますので、後はどういった苗を農家の方が希望しておられるのか、そういった情報を蓄積してフィードバックしていくといった働きを一層強化していきたいと思っております。
議			長	いいですか。
				ほかにありませんか。
2	番	村	尾	「議長 2 番」
議			長	「2 番、村尾重利議員」
2	番	村	尾	3 ページの薪ストーブの関連ですが、自前で薪を用意できるものには薪ボイラーの導入は厳しいという表現がされております。これはぽっぽ温泉にも連動するんじゃないかな思うんですが、上段にいろいろ欠点が書かれておりますが、これはどういった御判断なのかお伺いをしたら思います。 それから 4 ページに、ファームのトマトの栽培をパート社員に委託するということになるとるんですが、専業農家でもなかなか苦戦をしておるトマト栽培を、こういったことで果たしてその栽培が成り立つのかちょっと疑問があるんですが、その点について詳しく説明を願ったらと思います。 それから 5 ページに茶作業について、農家の減少とそれに伴う部会の解散等が話題となっておるという表現がなされております。お茶は

	御案内のとおり、総合戦略でも重点作目に上がっておるわけですが、これは農林公社の報告とはあまり関連はないんですが、一応町の方針としては、重点作目として取り組んでいくということで、今年度も予算化もされておるわけですが、この辺のいきさつについてちょっとお伺いをしたらと思います。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	まず薪ボイラーの件なんですが、もう当然、化石燃料じゃなくてそういった二酸化炭素を削減の意味からも、薪を使うことは非常に意義があることなんですけれども、実際、農林公社のような会社組織で運営していくことになると、労務管理の問題で夜もボイラーの着火等を見に行かなければならないとか、そういったことが人件費の上昇、あるいは職員の皆さんの働き方につきましても、多少の支障が出ているのかなという気はいたします。これが御自分でですね、薪を自分とこの山から切り出してきて、ボイラーに使うということであれば十分採算性も取れますし、また労務管理ということも必要ではなくなるので、十分に導入するメリットはあると思うんですが、現状ではさくらひめのところでは、なかなか薪だけにすることは難しいと思ってます。ただこの、これからもですね、薪ボイラー、重要性は増すと思っておりまして、技術革新も見込まれると思います。そういった先端技術、先進技術を導入することによって、この辺の何と言いますか、ハンディも克服できるんじゃないかなというふうに思っております。 次にファームのトマトの件なんですが、どうしてもこのまちづくり松野にファームの運営を移管しているわけですがございますけれども、栽培的なものは、まちづくり松野の社員では対応できないから、引き続いて農林公社の職員によって栽培の管理はしていくという方針にしております。これがパートの人1人あって、その人がファームをずっと見るのではなくて、農林公社にトマトの担当をずっとしているベテ

		ランの職員がいますので、その者がフォローをしながら、その人がファームに行ってる間も含めて、人員を拡充をするためにということで、このパートの職員に任せっきりにするのではなくて農林公社の持ってるノウハウ人材を十分に活用して、このファームのトマトも栽培をしていくという両2つの会社の間でそういった取り決めをしているところでございます。 最後にお茶なんですが、もう御承知のとおり非常に厳しい状況になっております。もう何年も採算が取れないということ、農家の方からお伺いをしておりまして、我々としまして、いろいろな支援をしてきたわけでございますけれども、もう高齢化もありまして、ちょっと止めようかという農家が増えております。既にユズに改植されたところもあるんですが、今残っている所ですね、何とか残していきたい。そして、今の販売流通だけじゃなくて、いろんな協力隊がですね、紅茶に一部加工してくれたりしておりますけれども、そういったところを、小さな取り組みからでも結構なんで、始まることそういったキックオフをですね、支援していきたいというふうに思っております。 これにつきましてはちょっと、農林公社だけに当然任せるわけにはいきません。町の農政の1つとして、このお茶を含めて、松野町の特産品どう守っていくか、発展させていくか、大きな課題となってくると思いますので、引き続きまして御指導をお願いをしたいと思います。 以上です。	
2	番	尾	はい、了解です。
議		長	ほかにありませんか。
			これで質疑を終わります。
			以上で、報告第4号の報告を終わります。
議		長	日程第7 報告第5号「令和元年度松野町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。
			町長に報告を求めます。

坂	本	町	長	「議長」
議			長	「坂本町長」
坂	本	町	長	報告第5号「令和元年度松野町一般会計繰越明許費繰越計算書について」御説明、御報告を申し上げます。
				本報告は、地方自治法第213条の規定によりまして、前年度の歳出予算で設定をしました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、その繰越額の状況及び財源内訳を繰越計算書により御報告するものでございます。
				繰越事業は、災害時情報伝達システム基本構想策定委託事業ほか13事業となっておりまして、繰越総額は1億7千638万3千円で、その財源内訳は、国庫支出金7千965万6千円、県支出金1千234万9千円、地方債6千120万円、繰越金2千317万8千円を充当するものであります。
				以上、御報告申し上げます。
議			長	これから、本報告に対する質疑を行います。
				(質疑 ～ なし)
議			長	質疑なしと認めます。
				以上で、報告第5号の報告を終わります。
議			長	日程第8 報告第6号「令和元年度松野町一般会計事故繰越し繰越計算書について」を議題とします。
				町長に報告を求めます。
坂	本	町	長	「議長」
議			長	「坂本町長」
坂	本	町	長	それでは、報告第6号「令和元年度松野町一般会計事故繰越し繰越計算書について」御報告を申し上げます。
				本報告は、地方自治法施行令第150条第3項の規定において準用する、同令第146条第2項の規定に基づきまして、その繰越額の状況及び財源内訳を繰越計算書により報告するものでございます。
				事故繰越しを行った事業は、平成31年第1回定例会において、翌

議 議 議	長	年度に繰越して使用することができる予算の繰越明許費として議決いただいた、林道広見篠山線（豊岡宮川線）災害復旧事業となっておりまして、工事内容に係る利害関係人との意見調整及び平成30年7月豪雨の影響による労務者の手配調整等に不測の日数を要したことから、年度内に完了することが困難となったため、事故繰越しを行ったものです。 繰越総額は4千700万円で、その財源内訳は、国庫支出金4千620万1千円、繰越金79万9千円を充当するものであります。 以上、御報告申し上げます。
		これから、本報告に対する質疑を行います。 （質疑 ～ なし）
		質疑なしと認めます。 以上で、報告第6号の報告を終わります。
坂 本 町 議 坂 本 町	長	日程第9 承認第7号「専決処分の承認について（令和2年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
		「議長」
		「坂本町長」
坂 本 町	長	それでは、承認第7号「専決処分の承認について（令和2年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由を御説明申し上げます。 本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、本年5月29日付けで専決処分をしたので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。 内容は、令和元年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計の償還収入において、4千164万1千円の歳入不足が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、令和2年度会計から繰上充用により補填をしたものであります。

			よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願いを申し上げます。
議		長	これから、本案に対する質疑を行います。
2	番	村	「議長 2 番」
議		長	「2 番、村尾重利議員」
2	番	村	ちょっとお尋ねをしたらと思うんですが、財源の手当のために、この繰上充用をいうのが適用されておるわけですが、今年でこの繰上充用の適用が何年ぐらいになつとるんでしょうか。 お尋ねをしたらと思います。
久保田町民課		長	「議長」
議		長	「久保田課長」
久保田町民課		長	不足分の繰上充用につきましては、1 2 年間に繰上充用を実施しております。 以上です。
2	番	村	「議長 2 番」
議		長	「2 番、村尾重利議員」
2	番	村	この繰上充用の制度そのものが私もよく分からないんですが、いつかは充用額を穴埋めしなくてはならんというのが、会計の原則ではあると思うんですが、この会計そのものがずっと、これ継続していくのであればいいんですが、聞くところによりますと、近々中に解決をしなければならぬということで、やはりこれを承認する上で、そういった具体的な取り組みの計画いうものを協議する必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺はどんなお考えでしょうか。
坂本町		長	「議長」
議		長	「坂本町長」
坂本町		長	この住宅新築資金の償還なんですが、非常に厳しい状況にあるということは認識をしております。 他市町、県内で16市町ありましてその対応を調査をしておりますが、ほかの市町の動きも十分に検討しながら、結論を出していきたい

			と思っております。まずはですね、8月に県の担当者会議があるよう でございますので、そちらのほうの検討内容を十分に精査しながら、 もうこれ時間が限られているところでございますので、適切な方向を 見つけていきたいと思います。
2	番	村	また議員の皆様のご指導をお願いしたいと思います。
議		尾	了解です。
		長	これで、質疑を終わります。
			お諮りします。
			ただいま議題となっております承認第7号は、即決したいと思います。 す。
			御異議ありませんか。
			(異議なしの声)
議		長	異議なしと認めます。
			したがって、承認第7号は即決することに決定しました。
			続いて、本案に対する討論を行います。
			まず、原案に反対者の発言を許します。
			(反対討論 ～ なし)
議		長	次に、原案に賛成者の発言を許します。
			(賛成討論 ～ なし)
議		長	討論なしと認めます。
			これから、承認第7号を採決します。
			本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。
			(起立 ～ 全員)
議		長	起立全員です。
			したがって、承認第7号「専決処分の承認について（令和2年度松 野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案 のとおり承認することに決定しました。
議		長	日程第10 議案第35号「松野町防災会議条例の一部改正につい て」を議題とします。

	町長に提案理由の説明を求めます。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	それでは、議案第 3 5 号「松野町防災会議条例の一部改正について」
	提案理由を御説明申し上げます。
	防災会議委員の委嘱区分のうち、同条例第 3 条第 5 項第 7 号に定め
	る「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長
	が委嘱する者」というところの運用で、広く自主防災組織の代表者等
	や大学教授等の研究者のほか、ボランティアなどの N P O、女性、高
	齢者、障がい者団体との代表者等を想定し、同条第 6 項でその定数を
	1 人以内としておりました。今般、町の地域防災計画の修正にあたり、
	これまで以上に多様な分野から委員を選任し、様々な意見を頂戴した
	く、同条第 6 項の定数を削除するものであります。
	よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。
議 長	これから、本案に対する質疑を行います。
	(質疑 ～ なし)
議 長	質疑なしと認めます。
	お諮りします。
	ただいま議題となっております議案第 3 5 号は、即決したいと思
	います。
	御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。
	したがって、議案第 3 5 号は即決することに決定しました。
	続いて、本案に対する討論を行います。
	まず、原案に反対者の発言を許します。
	(反対討論 ～ なし)
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。

議	長	(賛成討論 ～ なし)
		討論なしと認めます。
議	長	これから議案第 3 5 号を採決します。
		本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
議	長	(起立 ～ 全員)
		起立全員です。
議	長	したがって、議案第 3 5 号「松野町防災会議条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
		日程第 1 1 議案第 3 6 号「松野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」を議題とします。
坂 本 町	長	町長に提案理由の説明を求めます。
		「議長」
議	長	「坂本町長」
		それでは、議案第 3 6 号「松野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」、提案理由を御説明申し上げます。
坂 本 町	長	本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律を改正する法律が令和元年 6 月 5 日に公布されまして、令和 2 年 1 月 7 日に施行をされました。これにより、法律名が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改められたことから、関係のある松野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものであります。
		よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。
議	長	これから、本案に対する質疑を行います。
		(質疑 ～ なし)
議	長	質疑なしと認めます。
		お諮りします。
議	長	ただいま議題となっております議案第 3 6 号は、即決したいと思えます。

議	御異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって、議案第３６号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	討論なしと認めます。 これから、議案第３６号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	起立全員です。 したがって、議案第３６号「松野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	日程第１２ 議案第３７号「松野町税条例の一部改正について」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂 本 町	「議長」
議	「坂本町長」
坂 本 町	それでは、議案第３７号「松野町税条例の一部改正について」提案理由を御説明申し上げます。 本案は、新型コロナウイルス感染症及びまん延防止策に伴う、納税者に及ぼす影響を緩和する特例措置を講ずるため、地方税法等の一部を改正する法律等が令和２年４月３０日に公布されました。このことから、関連する松野町税条例の一部を改正するものであります。 主な改正内容は、個人住民税、軽自動車税等における特例措置や固定資産税等の減収を補填する措置等を講ずるものであります。

議	長	よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。 これから、本案に対する質疑を行います。 (質疑 ～ なし)
		質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第３７号は、即決したいと思
議	長	ます。 御異議ありませんか。 (異議なしの声)
		異議なしと認めます。 したがって、議案第３７号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
		討論なしと認めます。 これから、議案第３７号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、議案第３７号「松野町税条例の一部改正について」は、 原案のとおり可決することに決定しました。
		日程第１３ 議案第３８号「松野町後期高齢者医療に関する条例の 一部改正について」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂 本 町 議	長	「議長」 「坂本町長」

坂 本 町 長 議 長 議 長	それでは、議案第３８号「松野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」提案理由を御説明申し上げます。 後期高齢者医療及び国民健康保険につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する後期高齢者医療広域連合・市区町村に対し、国が特例として支給額全額について財政支援を行うことが決定されまして、厚生労働省から、市区町村等に対して、傷病手当金の支給を行うよう要請がなされたところであります。このため新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、愛媛県後期高齢者医療保険の被保険者の方が感染又は感染が疑われる場合に、仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与等の全部または一部を受けることができなくなった場合、傷病手当金を支給できるように愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例及び関係規則が、令和２年５月１５日に制定をされました。このことから、松野町においてもこの受付事務が行えるように、松野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものであります。 よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。 これから、本案に対する質疑を行います。 （質疑　～　なし） 質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第３８号は、即決したいと思っております。 御異議ありませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 したがって、議案第３８号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。
---	---

議	長	まず、原案に反対者の発言を許します。
		(反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。
		(賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。
		これから、議案第３８号を採決します。
議	長	本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
		(起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。
		したがって、議案第３８号「松野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第１４ 議案第３９号「松野町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。
		町長に提案理由の説明を求めます。
坂 本 町 議	長	「議長」
		「坂本町長」
坂 本 町 議	長	それでは、議案第３９号「松野町介護保険条例の一部改正について」提案理由を御説明申し上げます。
		介護保険におきましては、特別な理由がある被保険者に対し、介護保険法第１４２条の規定に基づき、市町村は、その判断により介護保険料の減免をおこなうことができるとされております。このことから、介護保険第一号被保険者において、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、収入が著しく減少した場合などに、国が示す基準により保険料の減免措置が適切に講じられるよう、松野町介護保険条例の一部を改正するものであります。
議	長	よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。
		これから、本案に対する質疑を行います。
		(質疑 ～ なし)

議	長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第 39 号は、即決したいと思いを ます。 御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 39 号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから、議案第 39 号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、議案第 39 号「松野町介護保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第 15 議案第 40 号「辺地に係る総合整備計画の策定について」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂 本 町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂 本 町	長	それでは、議案第 40 号「辺地に係る総合整備計画の策定について」提案理由の御説明を申し上げます。 本案は、平成 27 年度に策定しておりました辺地総合整備計画が、令和元年度末で期限切れとなったことから、引き続いて令和 2 年度か

		ら向こう 5 ヶ年間の辺地総合整備計画を策定しようとするものであります。 御案内のとおり、起債制度の中で財政上最も有利な辺地対策事業債を獲得するためには、法律の定めるところによりまして、辺地地域の総合整備計画を議会の議決を経て定め、総務大臣に提出する必要があります。 本町の辺地地域は上家地と葛川地区であり、地域の利便性、安全性向上のため、今回の整備計画には、当該地区で想定をしております道路改良・舗装修繕 5 路線、橋梁修繕 2 橋について掲載をしております。総事業費は 1 億 4 千 9 9 6 万 5 千円、その財源内訳は、国庫支出金 2 千 9 4 万 3 千円、辺地対策事業債 1 億 2 千 8 5 0 万円、一般財源 5 2 万 2 千円を充当するものであります。 以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願いをいたします。
議	長	これから、本案に対する質疑を行います。
		(質疑 ～ なし)
議	長	質疑なしと認めます。
		お諮りします。
		ただいま議題となっております議案第 4 0 号は、即決したいと思えます。
		御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、議案第 4 0 号は即決することに決定しました。
		続いて、本案に対する討論を行います。
		まず、原案に反対者の発言を許します。
		(反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。
		(賛成討論 ～ なし)

議	討論なしと認めます。 これから、議案第４０号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 （起立　～　全員） 起立全員です。 したがって、議案第４０号「辺地に係る総合整備計画の策定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	日程第１６　議案第４１号「動産の買入れについて」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂　本　町	「議長」
議	「坂本町長」
坂　本　町	それでは、議案第４１号「動産の買入れについて」提案理由を御説明申し上げます。 本案は、消防積載車の更新にあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。 去る５月２７日、消防積載車２台それぞれ第１分団第２部延野々、第３分団第２部蕨生の所管します車両の入札を執行いたしました。その結果、株式会社岩本商会宇和島営業所、所長増田旭洋氏を相手方としまして、契約金額、消費税込みで１千４０万６千円とする契約を締結するものであります。 よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。
議	これから、本案に対する質疑を行います。 質疑なしと認めます。 （質疑　～　なし）
議	お諮りします。 ただいま議題となっております議案第４１号は、即決したいと思い

議	長	ます。
		御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、議案第４１号は即決することに決定しました。
		続いて、本案に対する討論を行います。
議	長	まず、原案に反対者の発言を許します。
		(反対討論 ～ なし)
		次に、原案に賛成者の発言を許します。
議	長	(賛成討論 ～ なし)
		討論なしと認めます。
		これから、議案第４１号を採決します。
議	長	本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
		(起立 ～ 全員)
		起立全員です。
坂 本 町 長	長	したがって、議案第４１号「動産の買入れについて」は、原案のとおり可決することに決定しました。
		日程第１７ 議案第４２号「令和２年度松野町一般会計補正予算(第３号)」を議題とします。
		町長に提案理由の説明を求めます。
坂 本 町 長	長	「議長」
		「坂本町長」
		それでは、議案第４２号「令和２年度松野町一般会計補正予算(第３号)」につきまして、提案理由を御説明申し上げます。
坂 本 町 長	長	今回提案いたします補正予算は、町の最重要課題であります新庁舎建設事業において、庁舎の地盤改良・基礎躯体工事等の工事請負費等を追加するほか、職員の人事異動に伴う人件費の調整や新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への経済対策等、急を要する諸事業の補正を中心に編成をしております。

	歳入歳出予算の補正額は、1億9千355万5千円の追加で、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ41億1千437万6千円とするものであります。 まず、債務負担行為の補正について御説明申し上げます。 懸案の大事業であります新庁舎及び防災拠点施設建設事業の本体及び外構工事につきましては10月着工の予定でございますけれども、契約行為に必要な今後3ヶ年度にわたる事業予算を確保するため、工事監理委託料及び工事請負費について、それぞれ債務負担行為を設定するものであります。工事監理委託料につきましては、令和3年度を期間とする、限度額2千10万8千円の債務負担行為を、同じく工事請負費につきましては、令和3年度から4年度を期間とする、限度額15億4千244万4千円の債務負担行為をそれぞれ設定するものであります。この債務につきましては、当該事業年度に改めて歳出予算として計上することとなります。 次に、歳出補正予算の主なものについて説明を申し上げます。 まず、人件費につきましては、人事異動、昇格及び退職に伴う調整により、総額で367万3千円を減額をしております。2款総務費では、企画費に、一般財団法人自治総合センター助成事業助成金の内示を受けまして、目黒部落における消火栓用ホース等防災資機材整備事業に対するコミュニティ助成事業助成金200万円を追加し、庁舎建設費には、新庁舎建設事業における庁舎の地盤改良・基礎躯体工事等の工事請負費等合計で、1億6千229万3千円を計上をしております。3款民生費では、児童福祉総務費に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援することを目的として、0歳から高校3年生までの子ども1人あたり2万円の給付金を支給する、子育て世帯への支援対策給付金840万円を追加するほか、関連する事務費を計上しております。次に7款商工費では、観光費に農業公園トマトハウス施設内の温度管理を自動で行うための統合環境制御盤及び日射センサー等により自動給液をされる養液制御盤の経
--	--

議 長 6 番 森 岡	年劣化、これに伴う設備の改修を行うため、工事請負費 2 2 8 万 8 千円を計上しております。次に教育費では、事務局費に、災害発生時において、子どもたちが自ら考え行動し、自分の命は自分で守る自助の力を養うことを目的として、小・中学校及び保育園が連携を図り、避難訓練や防災教育等を実施するための経費、合計で 5 0 万円を追加するほか、I C T 教育事業の実施につきまして、I C T 教育基盤の構築及び支援を目的として、地域おこし協力隊を導入するための経費合計で 2 2 0 万円を追加しております。更に教育振興費には、教育現場における I C T 技術を活用した学びの多角化、プログラミング教育の開始等、子ども達の創造性を育む教育の実現に向けた国の G I G A スクール構想に基づきまして、児童生徒向けに 1 人 1 台のタブレット端末を整備するほか、家庭でもつながる通信環境の整備を図るための経費として、小学校教育振興費に 1 千 2 6 9 万 6 千円、中学校教育振興費に 5 6 5 万円、それぞれ追加しております。詳細につきましては一般質問の答弁でもお答えしたとおりでございます。また、文化振興費には、新型コロナウイルスからの経済回復を見据えて、本町の関係人口及び交流人口の拡大を目指すとともに、地域活性化を図るため、町の資源のひとつである俳句文学の視点から、町の魅力を電波放送をとおして県内に広く発信するため、俳句番組制作委託料 1 6 5 万円を計上しております。 これらの歳出に対応いたします歳入としては、1 4 款国庫支出金 2 千 8 8 6 万 3 千円を追加するほか、1 5 款県支出金 5 0 万円、1 8 款繰入金のうち庁舎建設基金繰入金 1 千 3 2 7 万 2 千円、2 0 款諸収入 1 千 2 7 2 万 4 千円、2 1 款町債 1 億 4 千 5 0 万円をそれぞれ追加し、1 9 款の繰越金で最終の財源調整を行っております。 以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。 これから、本案に対する質疑を行います。 「議長 6 番」
------------------------	---

議 長 6 番 森 岡	「6 番、森岡健治議員」 大変失礼なことを申し上げた場合には、まずもっておわびを申し上げたいと思います。 まず本町において、高齢化が進み、商工業が衰退している現状があります。そこにまた新型コロナウイルスの影響が影響により商工業の低迷に拍車をかけているきょう今日ではありますが、そこで提案されております債務負担行為、補正 1 5 億 6 千万ほどですか。その内訳が 2 款 1 7 目かな、庁舎建設費、これで先ほど私が言いました、いわゆる町内が低迷、経済が低迷してるこういう状態の時に、町長として、町内の福利厚生福祉向上のために、入札等いろんな考慮をして、町内の活性化に努めるべきではないかと私が思っておりますが、庁舎建設費約 1 5 億、これに経費がプラスされたら約 1 9 億余りになると思います。 そこで今回提案されてる予算が 1 億 5 千万となりますが、ここで町内の商工業にといいますか、町内全域になりますかね、福祉向上のために、5 %でも町内に落とさせていただける、お金を撒いていただければ入札執行取り組みをしていただいたら、町内の活性化にはつながるんじゃないだろうかと思っておりますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。 坂 本 町 長 「議長」 「坂本町長」 坂 本 町 長 はい。 御質問、新庁舎建設事業についての町内への波及効果に対しての御質問だと思います。 住民の皆さんへの説明にも常々言ってるんですが、新庁舎というのは役場の職員が快適に事務をするためだけの建物ではありません。それはまちづくりの拠点でもありますし、地域のシンボルでもありますし、町民の憩いの場でもあってほしいと思っております。そういった意味からですね、地元の事業者の皆様にごできるだけ幅広く参画して
-----------------------------------	---

いただいて、活躍をしていただきたい、足跡を残していただきたいという思いが私の偽らざる心境でございます。

更に、このコロナ、まさしく今猛威をふるっておりますが、このコロナが終わった後、不況、景気が低迷するのではないかなと危惧しております。特に、公共事業等については、圧縮がかかってくるのではないか、そういった中で、災害はですね、これ待ってくれません。もし地震とか風水害があった時に、地元の建設業者の皆さんの協力がこれは不可欠なんです、公共事業が少なくなっていくということを見越して、今のうちにですね、是非体力をつけていただきたいというふうに思っております。

そういった意味から、今回、御指摘のとおり、この一連の建設、新庁舎建設につきましても、なるべく地元、これは建設業者土木業者のことだけではありません。飲食業、サービス業、小売業、運輸業、全ての経済分野において、少しでも波及するように、経済が回っていくように、そういったところを配慮していきたいと思っております。

その中でですね、総合的にじゃあどういう入札の方式がいいのか、以前にも御質問いただきましたが、建築分割にすべきか一括にすべきか、あるいは入札の応募ですね、応募する条件をどういうふうにするのか、これは手段ということになりますけれども、それにつきましては、執行側に任せていただきたいと思っておりますけれども、私は先ほどから言っておりますように、どういう入札の形になっても、例えばその仕様書に町内の事業者を活用することを義務づけるとか、そういった手段を、あらゆる手段を使って、地元業者に経済が波及するように、地元業者に参画していただくように、その根本だけはまげないつもりでございますので、そういったことを具体策につきましては先ほど申し上げましたように、執行側にお任せをいただきまして、その当初の目的が達成できますように最大限の努力をしたいと思っております。

以上です。

議 6 番 森 岡	長 「6 番、森岡健治議員」 はい。 町長の執行権のほうに私のほうも入るわけにはいきませんが、将来、町財政がコロナの影響、また、今までの町財政の町の発注した事業によって、財政状況が大変、運営が困難になってくることが予測されます。だからこそ今、地域の活性化をこの期に図っておかなければならないんじゃないかな。でないと若い者をこの町内に移住また職場を維持していくっていうことから考えると、なかなか田舎まちってなってしまう状態になるんじゃないかなと思っています。 町長今ほど言われよったように体力をつけるために、是非とも各事業者さんが、庁舎に携われる、労務費等も物価本とかいろいろ基準がちゃんとあります。その辺の基準に合うた、入札執行をお願いいたしまして質問を終わります。
議 6 番 森 岡	長 答弁いいですか。 いいです。 ほかにありませんか。 これで、質疑を終わります。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第42号は、即決したいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長 異議なしと認めます。 したがって、議案第42号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし) 次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)

議	長	討論なしと認めます。 これから、議案第４２号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 （起立　～　全員）
議	長	起立全員です。 したがって、議案第４２号「令和２年度松野町一般会計補正予算（第３号）」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第１８　選挙第１号「松野町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について」を議題とします。 この選挙は、令和２年７月３１日を以って、選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が満了するため、地方自治法第１８２条第１項及び第２項の規定に基づき、議会において選挙を行うものであります。 お諮りします。 選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定によって、指名推選にしたいと思います。 御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。 お諮りします。 指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。 御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議長が指名することに決定しました。 これから議案書を配布します。 しばらくお待ちください。
議	長	これから指名します。

議	まず、選挙管理委員に、岡本雄作氏、今泉哲男氏、毛利恭子氏、長谷信昭氏の４名、続いて、選挙管理委員補充員に、岡村雅人氏、大内義昭氏、山石恭助氏、太田博子氏の４名以上の方を指名します。 お諮りします。 ただ今議長が指名した方を、選挙管理委員及び同補充員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。 (異議なしの声) 議長 異議なしと認めます。 したがって、ただ今指名しました、岡本雄作氏、今泉哲男氏、毛利恭子氏、長谷信昭氏の４名が選挙管理委員に、岡村雅人、大内義昭氏、山石恭助氏、太田博子氏の４名が選挙管理委員補充員に、以上の方が当選されました。 次に、補充の順位についてお諮りします。 補充の順位は、ただ今議長が指名しました順序にしたいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	議長 異議なしと認めます。 したがって、補充の順位は、ただ今議長が指名しました順序にしたいと思います。 以上で、選挙第１号「松野町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について」を終わります。
議	議長 日程第１９ 「議会運営委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。 お手元に配布のとおり、議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 議会運営委員長からの申し出のとおり、承認することに御異議ありませんか。

議	(異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって、議会運営委員会の所掌事務については、申し出のとおり、閉会中も継続して行うことに決定しました。
議	これで会議を閉じます。(12:12) 町長から閉会挨拶の申し出がありますので、これを許したいと思います。
坂 本 町	「議長」
議	「坂本町長」
坂 本 町	それでは、第2回定例議会の閉会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので一言御挨拶を申し上げます。 議員各位におかれましては、慎重な審議を経て、全議案提案のとおり議決をいただきお礼を申し上げます。 さて町内においては、今月22日から部落からの要望事項を踏まえ、現地調査を実施することとしております。各部落からは、道路や河川、水路、そういったものの改修や崖崩れ防災対策工事、消防防災施設整備など、数多くの要望事項が出されておりました。関係課とともに現地の状況を確認させていただき、具現化できるところから順次適切に対応していきたいと思っております。 なお例年開催しておりました住民座談会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、今年度は見送ることといたしました。町民の皆様の日々の生活に密着した御意見をお聞きする機会を失することとなりまして、私も誠に残念な思いですが、その代わりとして、町民へのアンケートを実施して意見を集約し、今後のまちづくりに生かしたいと考えております。町民の皆様におかれましては是非とも率直な意見をお願いしたいと存じます。 議会開会の際にも申し上げましたが、本格的な梅雨のシーズンを迎え、今後、大雨や長雨による土砂災害、河川の増水等が懸念をされます。本町では松山地方気象台や関係機関との連携を深めながら適切か

議	つ速やかな情報の提供、避難指示を行うこととしておりますので、町民の皆様におかれましても、日頃から災害時への備えを行い自助、共助による危機回避行動をお願いしたいと思います。 毎日暑い日が続いております。マスクが手放せない状況下で感染症対策に加えて熱中症の防止にも気をつけなければなりません、議員各位におかれましてはどうぞ体調管理に十分留意をされ、更なる御支援御協力をお願い申し上げまして、議会閉会の御挨拶といたします。 ありがとうございました。 以上で、令和２年第２回松野町議会定例会を閉会します。 （１２：１５） 地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。 <u>松野町議会議長 赤松 紀幸</u> 第 １ 日 目 <u>松野町議会議員 村尾 重利</u> <u>同 上 山下 智恵</u>
---	---